

～法務的な視点から顧客サービスの価値を高めるポイント～
税理士・会計士が知るべき
クレームにならないためのリスク回避の法務知識



司法書士法人おおさか法務事務所

司法書士 西本拓司

法人概要



名 称 司法書士法人おおさか法務事務所 / Osaka Legal Affairs Office

創 設 昭和58年11月 (法人化 平成17年5月)

代 表 者 代表社員 川原田 慶太 代表社員 北村 清孝
副代表 西本 拓司 副代表 石井 満

スタッフ数 63名

拠 点 麴町オフィス 東京都千代田区六番町13-4 2F
本町オフィス 大阪府中央区久太郎町2-5-28
八尾オフィス 大阪府八尾市本町2-12-4
夙川オフィス 兵庫県西宮市寿町1-24
御所南オフィス 京都市中京区東桐院通夷川上る三本木5-501-2
後見信託センター 大阪府中央区南本町1-2-6 ※認知症サポート対応専門の部署

講師紹介



副代表 司法書士 西本 拓司

平成18年の会社法施行直後から、会社法を専門に扱う数少ない司法書士として、関西の企業を中心に現在のコンサルティングの基礎となる会社法務を担当。

その後、全国様々な規模の会社の法務顧問、IPO関連法務、事業承継関連法務を数多く経験し、税理士・会計士や金融機関等コンサルティング型の専門家との連携して、各種企業でのグループ間の組織再編の実務を担当。

実務を通して、多くの企業で起こる紛争やトラブルを目の当たりにし、企業の抱えるリスクを事前に指摘・解決する業務を行ってきた。当該経験に基づき、税理士事務所の社内研修も行っている。

生まれが社員100名程の奈良の製造業創業者の孫とあって、創業者の思いや企業統治に対する関心は自分事としても高い。



なぜ税理士・会計士が法務の視点も持たなければいけないのか？

- ①経営者は、税理士・会計士に対して記帳代行や、税務申告のみを期待しているわけではない。
- ②税理士・会計士は、定期的に顧客と接する機会がある。
- ③株主や役員に関するトラブルは、会社の存続そのものに関わることもある。

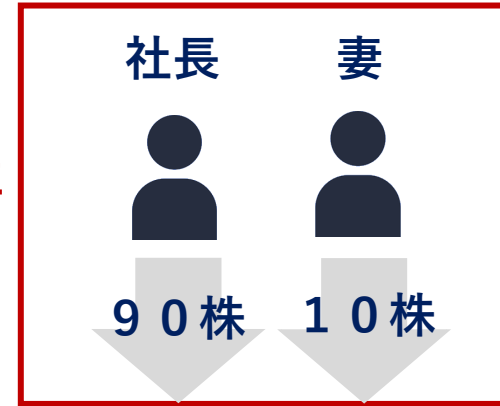
こんなご相談受けることありませんか？



私と妻で営んでいる個人事業を株式会社
にしたいと思っています。

代表は私で、妻も取締役にしようと考えて
います。株式も10%程妻に持ってもらう
と思っています。

株主



社長：出資額90万円
妻：出資額10万円



役員



任期：10年
役員報酬
社長：月額100万円
妻：月額50万円

会社設立後、3年後の社長からの相談



社長

妻と離婚することになりました。現在、
離婚協議中でもめています。。。

会社の取締役から妻を外したいです。

どんなアドバイスをしますか？

例えば・・・

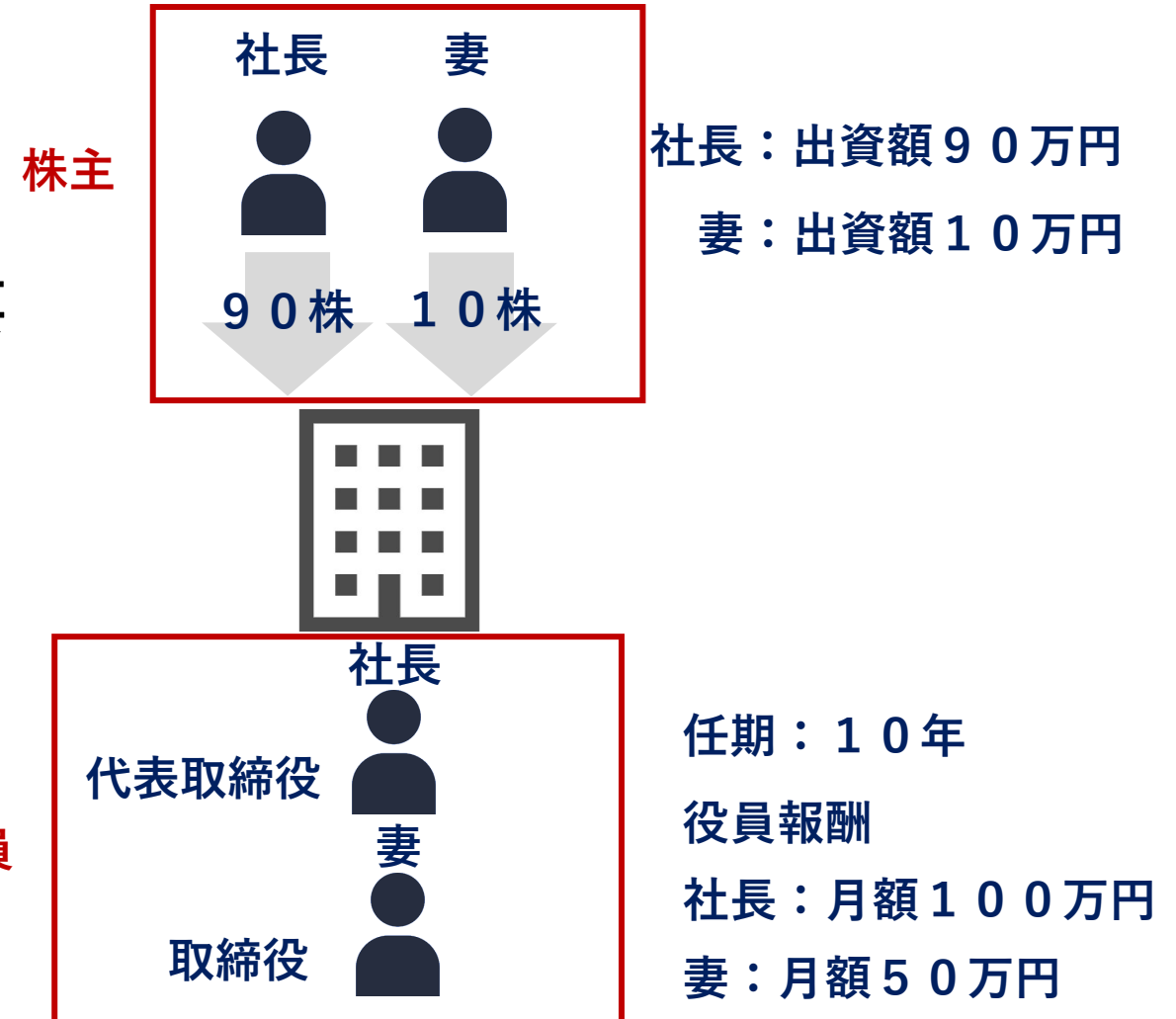
社長が、株式の90%持っているので、
奥様を解任する株主総会議事録を作成し
て、司法書士に登記をしてもらいましょう



税理士

相談のポイント

- ①取締役を辞めさせる方法は？
→ 辞任もしくは解任
- ②解任を行うためには、株主総会が必要
→ 株主総会を開催できるか？
- ③解任をすることのリスクは？
- ④奥様の保有している株式の処理



そもそも社長から相談を受けた段階で適切なアドバイスを出来ていれば。。。



社長

私と妻で営んでいる個人事業を株式会社
にしたいと思っています。

代表は私で、妻も取締役にしようと考えて
います。株式も10%程妻に持ってもらおう
と思っています。

例えば税理士から

Three empty rounded rectangular boxes representing a list of advice from a tax accountant.



税理士

税理士の先生に注意いただきたい会社の株主

①居場所、連絡先がわからない。

➔ 所在不明株主

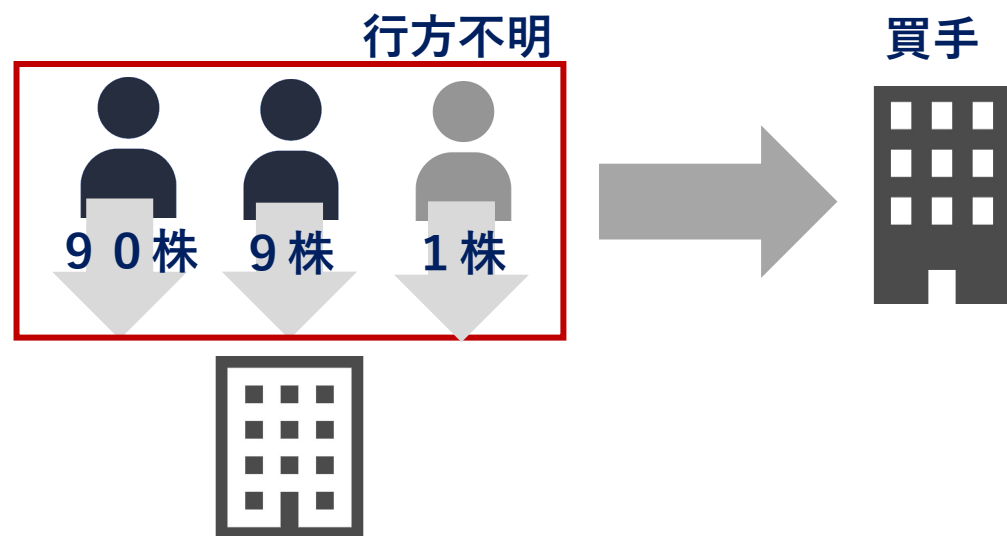
②名義株主

③対立株主、関係性の薄い株主



事業承継やM&Aの場面で障害となる場合がある。

M & Aの場面



行方不明の株主がいる場合
M & Aは成立するか？

所在不明株主の処理方法

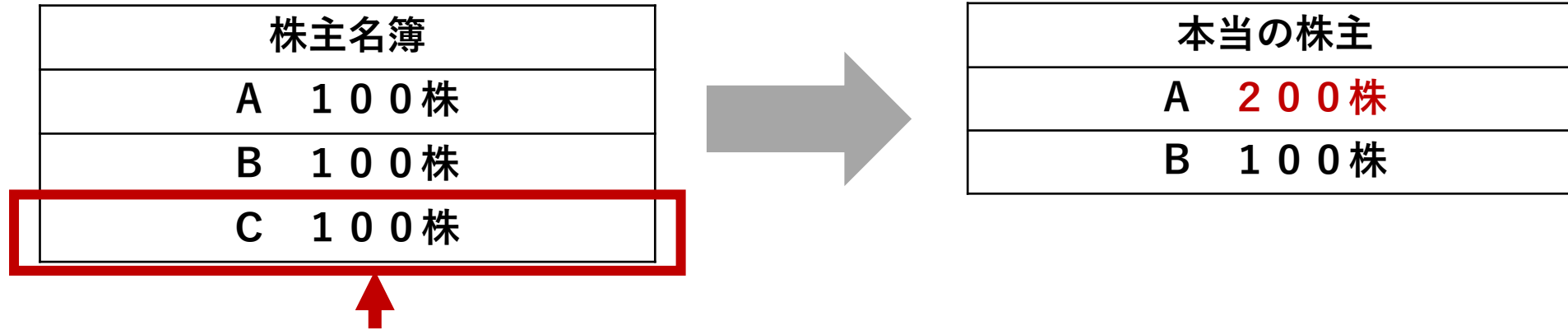
裁判所に許可を得て、強制的に取得する。（所在不明株主の株式売却制度）

許可の要件

- ①会社からの通知または催告が5年以上継続して一度も到達しない場合
- ②継続して5年間剰余金の配当を受領しなかった。

名義株とは？

会社における株主名簿上の株主と、その株式の実質の所有者が一致していない株式

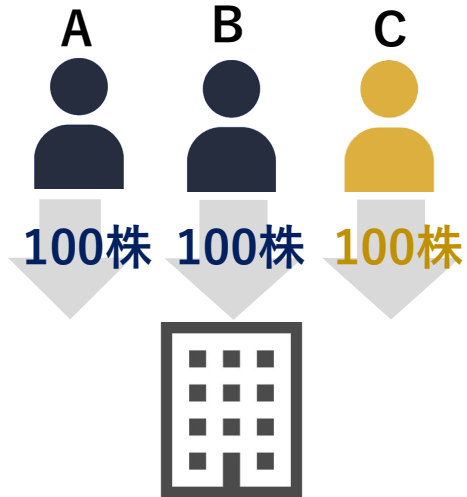


実質の所有者はA（Cを名義株主という。）

株主の認定基準

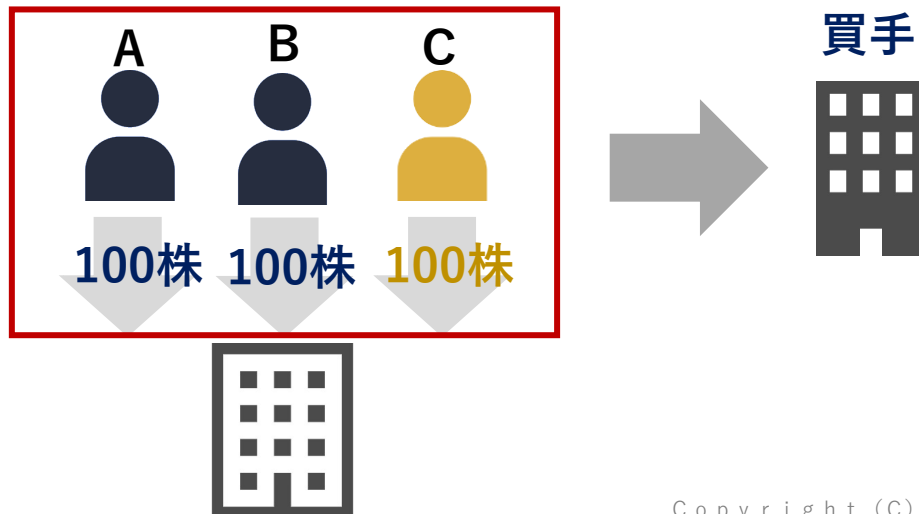
- ①株式の取得資金の拠出者
- ②名義貸与者と名義借用者との関係及びその間の合意の内容
- ③株式取得の目的
- ④取得後の利益配当金等の帰属状況
- ⑤名義貸与者及び名義借用者と会社との関係
- ⑥名義借りの理由の合理性
- ⑦株主総会における議決権の取扱及び行使の状況

名義株式が問題になった事例（1）



- ①Cの株式100株のお金はAが出資しているが、便宜上株主名簿上の名義をCにしている。
- ②会社は、2年前に一度配当を行っておりCも受け取っている
- ③Cが自分が株主であるとして、会社に対して株式の買取を請求してきた。

名義株式が問題になった事例（2）～M&Aの場面～



- ①Cは、名義株主（真実の株主はA）。
- ②買手から、M&Aにあたり名義株主の処理を求められた。
- ③Cは、行方不明である。



株主の処理のポイント

- ①株主は、株式の多い少ないに関わらず、思いがけない場面で問題となることがある。
- ②マイナス要素のある株主の処理は、早ければ早いほど望ましい。
※少なくとも方向性を決めておく。
- ③必要性に迫られてから処理を行う場合、会社にとって不利となる場合も多い。

なぜ認知症対策が必要か？

認知症対策は、認知機能の低下が始まってから意識することが多い。

しかし、それでは遅きに失する場合も。



なぜ、認知症対策が必要かを知り、
専門家としては、適切な時期に提案してあげる
ことが必要。

認知症の何が問題か？

法律行使をするためには、意思能力が必要

➔ 意思能力を有さないものがした法律行為は無効

意思能力：意思表示などの法律上の判断において自己の行為の結果を判断することができる能力

何も対策せず認知症になったら

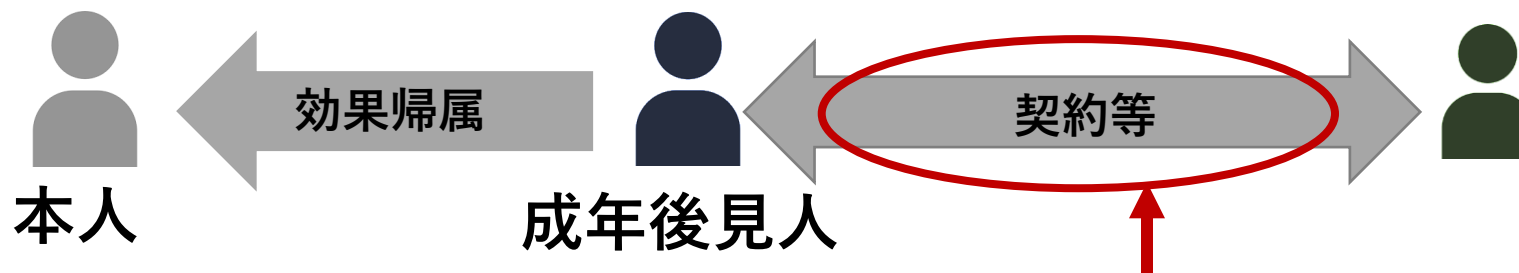
判断能力が低下し、あるいは失ってしまった人に対応する制度

→ 法定後見制度

法定後見制度は、判断能力に応じて、後見、保佐、補助の3つの累計が定められている。（制度の利用の大半は、後見）

成年後見人

→ 本人の財産について包括的な管理権、代理権を持ち、「本人のために」、本人に代わって法律行為を行うことになる。



「本人のために」なるものに限定



成年後見制度のポイント

- ①成年後見人となるのはほとんど、親族でない第三者（弁護士、司法書士等）。
- ②本人の財産は、成年後見人が管理する。
- ③あくまで「本人のため」であり、「親族のため」「会社のため」ではない。
- ④成年後見人は裁判所の監督を受ける。
- ⑤一度利用すると、原則終了できない。

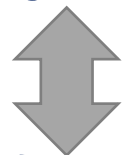


なぜ認知症対策が必要か

- ①判断能力を失ってしまうと、法定後見制度を利用しなければ法律行為ができない。
- ②法定後見制度の利用は、親族、本人の希望に沿うことができるとは限らない。

注意

認知症 = 判断能力がないわけではない。

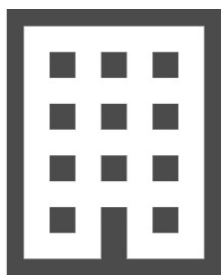


認知症ではないからといって、あらゆる認知症対策が可能なわけではない。



意思能力が問題になる場面は、認知症だけではない。

意思能力が問題となった事例

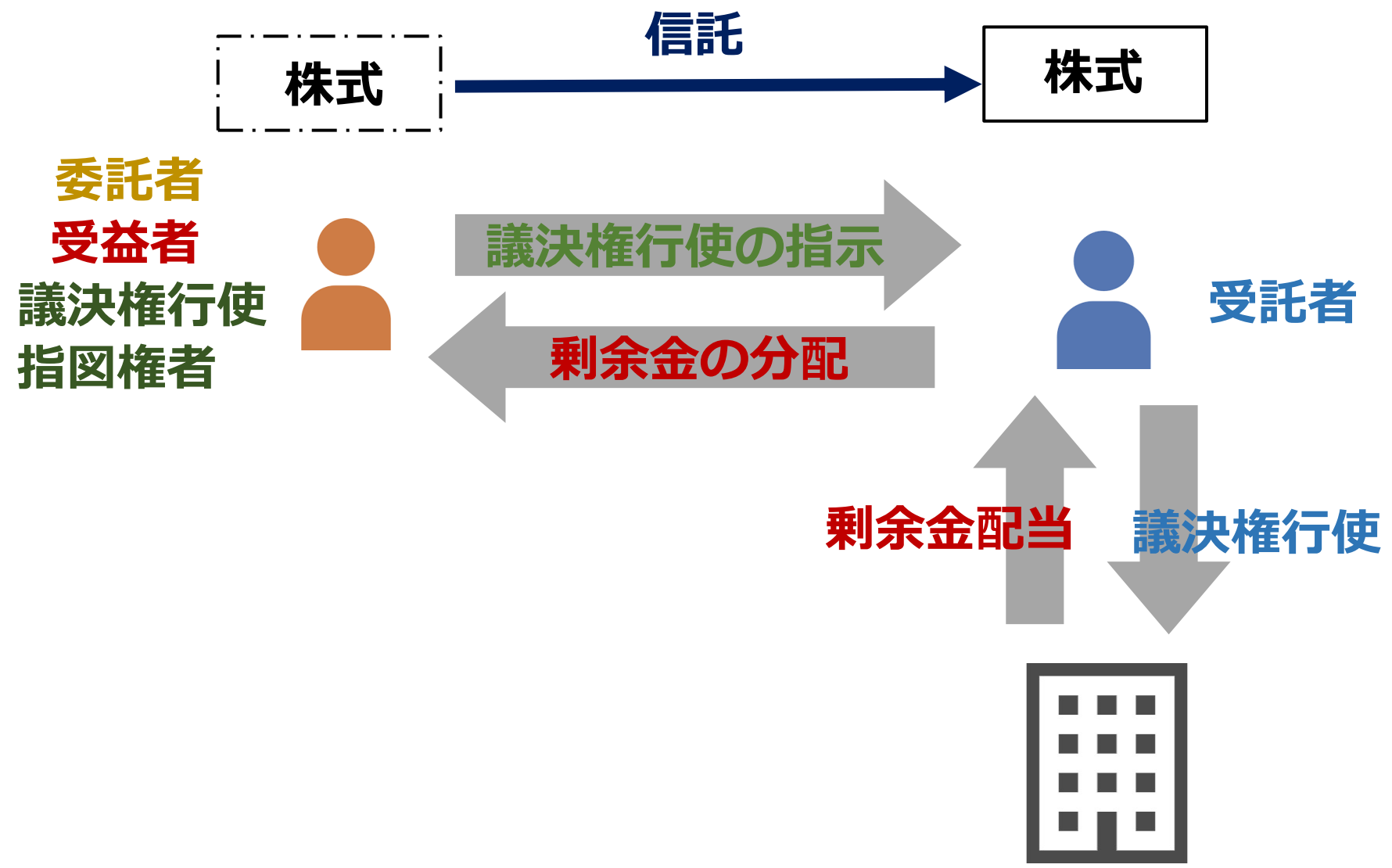


一人株主兼一人役員

事故で意識不明となり、株主も役員も不在に。

どんな問題が起こりますか？

参考：株式の信託





まとめ

- 本日ご紹介した事例は、特別な事例ではなく顧問先に1社は起こりうる事例
- 問題がないと思っていた企業が問題となることも・・・
- 事前に対応していれば防げた可能性がある
- クライアントのリスクを一番発見できるのは、定期的に関わりのある顧問税理士

リスク診断サービスのご案内・お問い合わせ先

法務リスク診断サービス

顧問先、見込み客の
リスク分析を貴社の提案に
ご活用頂けます

The screenshot shows a document titled "株式会社〇〇〇 様" (Company 〇〇〇 Co., Ltd.) with the heading "リスク分析結果" (Risk Analysis Results) dated "令和〇年〇月〇日". The footer of the document reads "司法書士法人 おおさか法務事務所". Below the screenshot is a diagram illustrating corporate responsibility. It shows a company (会社) with two representatives: Representative A (代表取締役A) and Representative B (代表取締役B). An arrow labeled "取引・購入等" (Transactions/Purchases, etc.) points from the company to Representative B. A note states: "代表取締役Aが知らなくても会社に責任が生じる" (Responsibility is incurred for the company even if Representative A is unaware). A third party (第三者) is also shown. The diagram is numbered "5" at the bottom.

株や役員に関するご質問
承継に関するスポットアドバイス
セカンドオピニオンとしても



電話での受け付け

0120-744-743

ご質問・ご相談などお気軽にお問い合わせください



メールでの受け付け

info@olao.jp (代表アドレス)

